

鳥取県鳥取海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
海共第1号	鳥取県漁業協同組合、田後漁業協同組合	鳥取県鳥取市福部町及び鳥取県岩美郡岩美町地先	次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域並びに海士島周辺200メートルの線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度36分51.66秒 東経134度22分13.22秒 (イ)北緯35度32分45.51秒 東経134度13分47.48秒 (ウ)北緯35度37分34.30秒 東経134度21分44.47秒 (エ)北緯35度33分24.72秒 東経134度13分12.19秒	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 てんぐさ漁業 あまのり(いわのり)漁業 もずく漁業 くろも漁業 あかもく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いがい漁業 ばい漁業 かき漁業 たこ漁業 うに漁業 なまこ漁業	(第一種共同漁業) 2月1日から6月30日まで 6月6日から8月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 2月1日から8月31日まで 2月1日から6月30日まで 3月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	鳥取県鳥取市福部町及び鳥取県岩美郡岩美町	公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海共第2号	鳥取県漁業協同組合	鳥取市(同市福部町及び青谷町を除く。)地先	次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域。ただし、(オ)から(ト)までの各点を順次直線で結んだ線、(ナ)と(ニ)を直線で結んだ線、陸岸及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域並びに(ホ)から(ヨ)までの各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 基点第1号 北緯35度32分34.43秒 東経134度11分01.65秒 基点第2号 北緯35度31分49.34秒 東経134度09分07.63秒 (ア)北緯35度32分45.51秒 東経134度13分47.48秒 (イ)北緯35度31分45.09秒 東経134度00分49.70秒 (ウ)北緯35度33分24.72秒 東経134度13分12.19秒 (エ)北緯35度32分33.46秒 東経134度00分43.13秒 (オ)北緯35度32分44.28秒 東経134度11分04.75秒 (カ)北緯35度32分47.55秒 東経134度11分04.34秒 (キ)北緯35度32分50.05秒 東経134度11分02.71秒 (ク)北緯35度32分56.23秒 東経134度11分16.74秒 (ケ)北緯35度33分00.74秒 東経134度11分27.26秒	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 くろも漁業 あかもく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いがい漁業 ばい漁業 かき漁業 たこ漁業 うに漁業 なまこ漁業	(第一種共同漁業) 2月1日から6月30日まで 6月6日から8月31日まで 2月1日から8月31日まで 2月1日から6月30日まで 3月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	鳥取県鳥取市(同市福部町及び青谷町を除く。)	公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

		(二)北緯35度33分00.97秒 東経134度11分27.02秒 (サ)北緯35度33分02.14秒 東経134度11分30.11秒 (シ)北緯35度32分59.63秒 東経134度11分31.78秒 (ス)北緯35度32分45.30秒 東経134度11分30.84秒 (セ)北緯35度32分42.92秒 東経134度11分31.25秒 (ソ)北緯35度32分36.54秒 東経134度11分34.42秒 (タ)北緯35度32分38.78秒 東経134度11分41.19秒 (チ)北緯35度32分39.47秒 東経134度11分42.96秒 (ツ)北緯35度32分31.77秒 東経134度11分48.10秒 (テ)北緯35度32分31.67秒 東経134度11分48.02秒 (ト)北緯35度32分25.27秒 東経134度11分52.19秒 (ナ)北緯35度32分28.47秒 東経134度11分02.83秒 (ニ)北緯35度32分32.41秒 東経134度11分01.65秒 (ヌ)北緯35度31分53.42秒 東経134度09分32.94秒 (ノ)北緯35度31分55.02秒 東経134度09分32.66秒 (ハ)北緯35度31分55.44秒 東経134度09分32.58秒 (ヘ)北緯35度31分56.78秒 東経134度09分	(セ)基点第1号から70度40分(真方位)790メートルの点 (ソ)基点第1号から85度30分(真方位)828メートルの点 (タ)基点第1号から82度20分(真方位)1,005メートルの点 (チ)基点第1号から81度30分(真方位)1,052メートルの点 (ツ)基点第1号から94度00分(真方位)1,173メートルの点 (テ)基点第1号から94度10分(真方位)1,171メートルの点 (ト)基点第1号から102度30分(真方位)1,304メートルの点 (ナ)鳥取港西防波堤北端 (ニ)鳥取港島ヶ島南端 (ヌ)基点第2号から78度50分(真方位)650メートルの点 (ネ)(ヌ)と(ノ)を結んだ直線と最大高潮時海岸線との交点 (ノ)基点第2号から73度20分(真方位)656メートルの点 (ハ)基点第2号から20度40分(真方位)245メートルの点 (ヒ)基点第2号から16度30分(真方位)239メートルの点 (フ)基点第2号から13度05分(真方位)225メートルの点 (ヘ)基点第2号から12度30分(真方位)208メートルの点 (ホ)基点第2号から30度30分(真方位)187メートルの点 (マ)基点第2号から301度00分(真方位)130メートルの点 (メ)基点第2号から306度15分(真方位)138メートルの点 (ム)基点第2号から300度30分(真方位)165メートルの点 (メ)基点第2号から295度45分(真方位)160メートルの点 (モ)基点第2号から278度00分(真方位)805メートルの点 (ヤ)基点第2号から275度50分(真方位)804メートルの点 (ユ)基点第2号から285度10分(真方位)150メートルの点							
海共第3号	鳥取県漁業協同組合	鳥取県鳥取市青谷町並びに鳥取県東伯郡浦製浜町及び鳥取県北栄町地先	次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域。ただし、(オ)と(カ)を直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。 (ア)北緯35度31分45.09秒 東経134度00分49.70秒 (イ)北緯35度30分14.21秒 東経133度43分02.84秒 (ウ)北緯35度32分33.46秒 東経134度00分43.13秒 (エ)北緯35度31分02.58秒 東経133度42分56.27秒 (オ)北緯35度31分01.42秒 東経133度56分14.90秒 (カ)北緯35度30分59.74秒 東経133度56分12.20秒	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 てんぐさ漁業 あまのり(いわのり)漁業 くろも漁業 あかもく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いがい漁業 こたがい漁業 ばい漁業 かき漁業 たこ漁業 うに漁業 なまこ漁業	(第一種共同漁業) 2月1日から6月30日まで 6月6日から8月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 2月1日から6月30日まで 3月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	鳥取県鳥取市青谷町並びに鳥取県東伯郡浦製浜町及び鳥取県北栄町	公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海共第5号	鳥取県漁業協同組合、赤碕町漁業協同組合	鳥取県米子市淀江町、鳥取県東伯郡琴浦町及び鳥取県西伯郡大山町地先	次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域。ただし、(オ)と(カ)を直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。 (ア)北緯35度30分14.21秒 東経133度43分02.84秒 (イ)北緯35度27分13.08秒 東経133度23分31.06秒 (ウ)北緯35度31分18.71秒 東経133度42分54.08秒 (エ)北緯35度28分16.27秒 東経133度23分49.13秒 (オ)北緯35度30分42.89秒 東経133度39分32.10秒 (カ)北緯35度30分43.15秒 東経133度39分29.80秒 (キ)北緯35度27分51.34秒 東経133度25分32.10秒 (ク)北緯35度27分47.24秒 東経133度25分	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 てんぐさ漁業 あまのり(いわのり)漁業 もずく漁業 まごのり(いぎす)漁業 くろも漁業 あかもく漁業 ひしき漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いがい漁業 ばい漁業 かき漁業 にいな漁業 たこ漁業 うに漁業 なまこ漁業	(第一種共同漁業) 2月1日から6月30日まで 6月6日から8月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 2月1日から8月31日まで 7月21日から8月31日まで 2月1日から6月30日まで 2月1日から6月30日まで 4月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	鳥取県米子市淀江町、鳥取県東伯郡琴浦町及び鳥取県西伯郡大山町	公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

海共第6号	鳥取県漁業協同組合	鳥取県米子市(同市淀江町を除く。)及び鳥取県西伯郡日吉津村地先	次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域 (ア)北緯35度27分13.08秒 東経133度23分31.06秒 (イ)北緯35度30分03.56秒 東経133度15分46.80秒 (ウ)北緯35度28分16.27秒 東経133度23分49.13秒 (エ)北緯35度30分29.95秒 東経133度16分	次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域 (ア)米子市淀江町佐陀と同市二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点 (イ)米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点 (ウ)(ア)から13度10分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点 (エ)(イ)から66度00分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 あまのり(いわのり)漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いがい漁業 ばい漁業 かき漁業 たこ漁業 うなぎ漁業 なまこ漁業	(第一種共同漁業) 2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	鳥取県米子市(同市淀江町を除く。)及び鳥取県西伯郡日吉津村	公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海共第8号	鳥取県漁業協同組合	鳥取県境港市地先	次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域 (ア)北緯35度30分03.56秒 東経133度15分46.80秒 (イ)北緯35度30分43.82秒 東経133度15分00.60秒 (ウ)北緯35度30分29.95秒 東経133度16分59.30秒 (エ)北緯35度31分15.28秒 東経133度16分	次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域 (ア)米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点 (イ)境港市新屋町所在の新屋川左岸の標杭(ウ)(ア)から66度00分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点 (エ)(イ)から61度00分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 いがい漁業 ばい漁業 かき漁業 たこ漁業 なまこ漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	鳥取県境港市	公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。